

# 令和5年3月泉南市農業委員会定例会

令和5年3月8日 午後1時30分  
あいびあ泉南 3階 研修室1

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

## ・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二

事務局        それでは定刻少し前ですが、ただ今より令和5年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、定員14の内1名欠員となっておりますので、出席委員については13名全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長        皆さん、ご苦勞様でございます。令和5年泉南市農業委員会3月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

二十四節気の一つ、啓蟄<sup>はいちづつ</sup>が過ぎ、いよいよこれから夏野菜の準備で忙しくなろうかと思えます。

また、3月13日からマスクの着用が自由化となり、個人の判断に委ねられる事になります。コロナは当然のことながら、花粉症の時期でもありますので、どうか健康には留意していただきたいと思います。

会 長 さて、本日は議案が4件、報告案件が1件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、4番 宮内委員、5番 杉野委員をお願いいたします。  
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第6号「泉南市農業委員会における個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規程について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第6号について朗読する。事務局より内容説明させていただきます。個人情報の保護に関する法律が、令和3年に改正され、昨年、令和4年10月に施行された事により、本市の農業委員会における情報公開条例と個人情報保護条例の施行に関する規程の廃止を行うものです。もともと個人情報と公文書に関する条例の規程がありましたが、法律が施行されましたので、条例は必要なくなります。ですので、条例に関する規程は廃止し、今回、法に基づく農業委員会における新たな規程を設けるという事です。簡単ではありますが、説明は以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第6号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。  
ます。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり  
する承認することといたします。

会 長           それでは、令和5年議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請  
の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和5年議案第7号2件について朗読する。議案第7号につきまして、  
各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただき  
ます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇 〇 委 員       2月末に事務局の方と現地確認してまいりました。当該地は譲受人  
がたくさん所有している農地の近隣地です。現況はまだ畑に冬野菜が  
植わっております。綺麗な状態でした。農地を集積するという意味  
では問題ないかと思ひます。

事 務 局       ありがとうございます。No. 2につきましては、〇〇委員よろ  
しくお願ひします。

〇 〇 委 員       譲渡人の生前から譲受人に土地を貸してすでにネギを植えております。  
今もすべてネギを植えております。

事 務 局       ありがとうございます。事務局の方から議案第7号について補足説明  
させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人・譲渡人は、平成29年3月に当該地を  
農地交換しております。譲渡人は営農意欲を持って耕作されておりましたが、  
譲渡人の妻から事務局に、脳梗塞で入院しており、営農を続けることが  
困難であり、農地を手放したいと依頼がありました。農地斡旋を行いました  
が、購入者がおらず、譲渡人の妻の了承を得て、以前に交換した譲受人へ  
斡旋交渉することになりました。譲受人と金銭交渉が整い所有権移転を行う

事務局 ものです。

No. 2つきましては、長年、譲受人がヤミ小作されていた農地です。譲渡人は、令和4年1月に亡くなり、相続人がいないため、相続財産管理人である弁護士と所有権移転を取り交わされたものです。譲受人は、今年度のなにわ農業賞受賞者です。主に青ネギを栽培しておりますが、幾種の季節野菜も栽培しており、直売所やSNSを活用した消費者への直接販売も行っております。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 2つきましては相続人がいないという事ですか？

事務局 そうです。

〇〇委員 売買代金はどうなるのでしょうか。

事務局 売買代金から弁護士費用を差し引いて、おそらく国庫に入るんじゃないでしょうか。仮に相続人がいても相続放棄した場合、相続財産管理人が財産を処理するという事になります。

〇〇委員 遠い親戚はいるとは思いますが、手続きできずに急に亡くなってしまったのかもしれないね。

会長 今後はこういった事が増えてきそうですね。

会長 よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、議案第7号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長           続きまして令和5年議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和5年議案第8号2件について朗読する。議案第8号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、2につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員       先日、事務局の方と現地確認に行っていました。No. 1につきましては花のハウスが残ったままで、草もたくさんありましたが、雑木のような酷いものは無かったので、草刈をすれば簡単に復帰できそうですので問題ないと思います。

事 務 局       ありがとうございました。No. 3につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員       報告いたします。前回から貸借されていて、青ネギを作っておりますので問題無いです。

事 務 局       ありがとうございました。No. 4につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員       報告いたします。現地を見てきました。ちょっと変わった鋤き方をしていましたが、田んぼは綺麗にしていますので問題ないかと思います。

事 務 局       事務局の方から議案第8号について補足説明させていただきます。No. 1、2につきましては、農地パトロールによる意向調査結果を基に、事務局から被設定人に斡旋させていただいたものです。被設定人には、農地状況と自身の耕作条件に合うか確認してもらい、条件に適していたため、10年の有償による利用権設定を行うことができました。被設定人は、大阪農業大学校を卒業し、イチジクの栽培を〇〇地区で行っており、規模拡大を

事務局 図るものです。

№. 3につきましては、再設定です。平成30年3月から5年の利用権設定をされており、設定人との関係も良好だと思われます。被設定人は、大阪版認定農業者で、主に青ネギを栽培しております。

№. 4につきましては、農振農用地対象農地でありながら、セイタカアワダチソウに覆われ、隣接住民から再三再四、苦情が寄せられた農地です。推進委員並びに事務局から直接指導も行い、ようやく2年程前に除草作業を行っていただきました。設定人は、勤め人で農地管理が出来ず、実弟に草刈り管理を行ってもらっている状況です。この度、設定人本人が〇〇市〇〇地区で農業経験された方を紹介してもらい、農地管理を被設定人に行って頂く形で利用権設定を行うものです。被設定人は、ジャガイモを栽培する予定で、自身の経営する喫茶店へ出荷予定と聞いております。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 №. 4につきまして推進委員さん、設定人から被設定人に耕作してもうと申出があったらしいですね。事情はご存じですか。

〇〇委員 以前には事務局の方と一緒に草を刈ってなんとかしなさいと指導に2回ほど行きました。

事務局 草刈りをするまでは知っていますが、それ以降の事情は知らないと思います。

〇〇委員 借り手の心当たりはあるから、いつでも言ってもらえれば何とかしますとは伝えていました。ですが、今回の借り手については全く知りません。

会長 先ほどの農業委員さんの報告から、恐らく素人ではないかと思いたので。

〇〇委員 あんな鋤き方は初めてみました。ですが、綺麗にはしています。

事務局 身内の所で経験を積んだとの事です。

〇〇委員 喫茶店をやっているとの事ですが、どこでやっているんですか。

事務局 自宅の近くだと思います。

会長 喫茶店で出す野菜を作ると言っているそうです。

会長 よろしいですか。  
それでは質疑がないようですので、議案第8号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして令和5年議案第9号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第9号2件について朗読する。議案9号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 3月6日に現地確認に行きました。当該地は遊休農地でしたが、現況は草を刈って、まだ一部残っておりますが、トラクターで大部分をべた鋤きした状態です。草も綺麗に刈っておりますので、問題ないと思われ  
ます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、

事務局 ○○委員よろしく申し上げます。

○○委員 先日、事務局の方と現地確認に行つてまいりました。極早生の玉ネギを植えておりました。あとは、季節野菜を綺麗に植えており、直売所に出荷するとの事です。何ら問題無いです。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第9号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、昨年12月定例会議案に上程させていただきました方と同一人物です。生産緑地対象農地でありながら、ここ3、4年ほど遊休農地となり雑草が覆いかぶさっている状態でした。事務局としましては、非農地判断せざる得ない状態のため、設定人家族と話し合いし、3年の利用権設定を行う事ができました。被設定人は、農業塾卒業生であり、大阪版認定農業者で、主に玉葱を栽培しております。

No. 2につきましては、当設定人は当該農地周辺の農地所有者でありながら、遊休化されておりました。会長並びに事務局からの指導により、2年の有償による利用権設定を行うことができました。被設定人は、白菜・玉葱・トモロコシ等多岐にわたって野菜を栽培する予定であり、販売先についてはスーパーにすべて出荷するとの事です。以上です。

会長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2についてもそうですが、父親が亡くなり、息子が後を引き継いでやっているが、あまりにも経営面積が大きくて、一人ではどうにもできない。そういった理由での貸借が増えてくるかと思ひます。私自身も、仮に病気や事故にあった場合、たちまち作れなくなつてしまいます。いかにして担い手を作つていくのかという事が我々の仕事だと思ひますので、皆さんも各地区で、次に誰に作つてもらふのかという事を考えながら、探しながらやつていてもらいたいと思ひます。高齢化して、担い手がないという事が本当に難儀な事です。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第9号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

12名挙手

会 長           ありがとうございます。過半数賛成ですので、議案9号は原案のとおり認定することといたします。

会 長           次に、報告事項に入ります。令和5年報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局       令和5年報告第6号1件について朗読する。報告第6号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。No. 1から3、8から10の農地については、水稻跡でありました。No. 4から7の農地については、機械の乗り入れが困難なため維持管理のみ行っておりました。以上です。

会 長           ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           本人所有の農地ばかりですが入っていけない農地もあるのですか？

事 務 局       一部、丘のような状態になっておりまして、段になっているところが法面になっていて耕作できないような状態です。へた地もあるのですが、しかし、そこで米をつくることも不可能なので維持管理のみです。元々ここは池だったのか、何だったのかはわかりませんが、高台のような地形になっています。

会 長           申請者のご主人は長い間、農業委員をされていました。

会 長           よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終了します。

会 長           以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたします。

会 長 た。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、4月10日（月）場所は、あいびあ泉南です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時20分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年3月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_